

## 松阪市温室効果ガス集計システム導入業務及びサービス利用契約 仕様書

### 1. 業務名

松阪市温室効果ガス集計システム導入業務及びサービス利用契約

### 2. 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条では、地方公共団体に対し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが義務付けられている。本市においても同規定に基づき、平成 12 年度から松阪市地球温暖化対策率先実行計画を策定し、運用しているところである。このたび、平成 29 年度から第 4 期計画を運用するにあたり、温室効果ガス排出量の集計事務を効率化し、経年分析を容易にすることを目的に、温室効果ガス集計システム（以下「システム」という。）を導入する。

### 3. サービス内容

府内ネットワーク未接続の施設からもインターネット経由でアクセスできるよう、クラウドサービスにて提供すること。クラウドのサーバは事業者において構築・管理すること。

### 4. 契約期間

システム導入業務：契約日から平成 29 年 11 月 30 日まで

サービス利用契約：平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日まで

なお、システム導入業務完了後からサービス利用開始までの期間は、サービス利用は発生しないものとする。

### 5. 予定価格の上限

入札は、システム導入業務とサービス利用料（60 か月分）の合計額で行うこと。ただし、システム導入業務及びサービス利用料はそれぞれ上限価格を設定しているため、いずれかの上限額を超えての入札は無効とする。

### 6. システム機能仕様

松阪市地球温暖化対策率先実行計画（第 4 期計画）に対応できるシステムであること。

当計画は松阪市ホームページにおいて公開しているため、必要に応じて確認すること。HP (<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kankyo/ecooffice4.html>)

また、以下に示す仕様を満たすシステムであること。

## 6－1. 利用環境

### ① 庁内ネットワークからインターネット仮想環境を介した Web 閲覧

本市はインターネットからのセキュリティ脅威を受けづらくする対策として Web 閲覧に、Citrix XenApp を用いたアプリケーション仮想化技術を用いている。その為、Web 閲覧が必要なシステムにおいては、次の制限及び前提事項に抵触しないものであること。

- ・ OS : Windows Server 2012 R2 Service Pack 2
- ・ ブラウザ環境 : Internet Explorer 11 アプリケーション実行環境（例 : .NET Framework や ActiveX や JavaScript）を必要とする場合 OS に対応しているものの場合、利用は可能だが、動作確認を事前に実施し、実行可能か確認を取ること。システム環境へ別途インストールすることは対応不可。
- ・ JAVA : Java 8 Update 121 (64-bit) はインストール済み。変更は不可。
- ・ 証明書対応 : クライアント証明書のユーザ個別インストールへの対応は不可。サーバマシン証明書への対応は可。
- ・ 個別アプリケーション対応 : SaaS 利用に必要となるアプリケーションの、サーバへのインストール対応は不可。
- ・ 外部デバイス接続 : クライアント端末からアプリケーション仮想化対応システムへの USB リダイレクト機能は利用不可。
- ・ Web コンテンツフィルタ : Web コンテンツフィルタとして Proxy サーバにて TCP80 番と TCP443 番を利用している。また TCP443 の SSL 通信は Proxy サーバにてエンコード・デコードを実施している。
- ・ ダブルホップ接続 : アプリケーション仮想化環境からのダブルホップ接続は対応不可。

なお記載されている以外の要件が必要となる場合は、別途本市に確認すること。

### ② 個別インターネット回線からの Web 閲覧

本市の広域情報ネットワークに属さない施設からの利用も想定されるため、Internet Explorer 11 等のブラウザからの利用に対応していること。

## 6－2. 入力施設数

- ・ 入力施設数は平成 27 年度時点では 286 施設であるが、施設の新設や入力単位の変更を見込み 500 施設まで対応できること。
- ・ 各施設に ID ・ パスワードを振り分けること。

- ・施設の新設又は統廃合の際に、ID・パスワードの再設定がシステム管理者の権限で可能であること。

### 6-3. 入力項目

- ・下記の活動量（エネルギー種別）が入力できること。

活動種別	単位
電気使用量（昼間）	kWh
電気使用量（夜間）	kWh
電気購入事業者（※）	
自家発電量	kWh
都市ガス使用量	m <sup>3</sup>
都市ガス購入事業者（※）	
LPガス使用量	m <sup>3</sup>
ガソリン使用量	L
軽油使用量	L
灯油使用量	L
A重油使用量	L
水道使用量	m <sup>3</sup>
可燃ごみ排出量	kg
コピー用紙使用量	kg
ガソリン普通・小型乗用車走行距離	km
ガソリン軽乗用車走行距離	km
ガソリン普通貨物車走行距離	km
ガソリン小型貨物車走行距離	km
ガソリン軽貨物車走行距離	km
ガソリン特殊用途車走行距離	km
ガソリンバス走行距離	km
軽油普通・小型乗用車走行距離	km
軽油普通貨物車走行距離	km
軽油小型貨物車走行距離	km
軽油特殊用途車走行距離	km
軽油バス走行距離	km
冷媒HFC-134aのカーエアコン搭載車所有台数	台
一般廃棄物焼却量（全量）	t
一般廃棄物焼却量（プラスチック）	t

一般廃棄物焼却量（合成繊維）	t
笑気ガス使用量	kg
浄化槽	人
定置式機関における A 重油使用量	L
定置式機関における軽油使用量	L
定置式機関における灯油使用量	L
定置式機関における都市ガス使用量	m <sup>3</sup>
定置式機関における LP ガス使用量	m <sup>3</sup>
構内専用車両におけるガソリン使用量	L
構内専用車両における軽油使用量	L
延床面積（電気）	m <sup>2</sup>
延床面積（水道）	m <sup>2</sup>

(※) の項目は、ドロップダウンリスト等の入力補助機能を備えること。

#### 6－4. 入力方法

- ・施設単位で活動量の入力、修正及び削除ができること。
- ・管理者側からすべての施設の入力画面にアクセスができ、活動量の入力、修正及び削除ができること。
- ・管理者は、施設毎に入力項目を設定できること。
- ・各活動量の入力単位は 1 か月単位とすること。
- ・各活動量の入力画面には、前年度同月の値が表示できること。
- ・各活動量の入力画面において、入力の注意点などの補足説明が表示できること。
- ・管理者は、入力の締め処理ができ、締め処理後は各施設から活動量の変更ができないこと。ただし、管理者は締め処理後も変更できること。
- ・月毎に入力した活動量を年間の表及びグラフで表示し、前年度実績との比較ができること。
- ・システム使用期間中は入力・閲覧が可能なこと。ただし、メンテナンス等で入力・閲覧が制限される場合は、事前に市と協議を行うこと。

#### 6－5. エラー表示

- ・未入力の項目がある際に警告表示があること。
- ・前年同月実績比で管理者が指定する割合以上の増減時に警告表示があること。

#### 6－6. 増減理由の入力

- ・「6－3. 入力項目」に示す項目ごとに、市が設定する割合以上の増減があった場合に、増減理由が入力できること。

- ・市が設定する割合は、管理者権限で一括設定が可能であること。
- ・増減理由は、年単位で入力できること。
- ・管理者は、全施設の増減理由の入力、修正及び削除ができること。

## **6－7. 集計**

- ・市全体、部局単位又は施設単位など、任意の単位で活動量の集計が可能であること。
- ・活動量の集計だけでなく、温室効果ガス排出量の算出が可能であること。
- ・温室効果ガス排出量の算出は、温室効果ガス別での算出が可能であること。
- ・温室効果ガス排出量を算出する係数は、年度毎に変更が可能であること。
- ・温室効果ガス排出量を算出する係数は、電力会社及びガス会社ごとに異なる値で計算が可能であること。
- ・任意の 2 か年以上の数値を同時集計し、比較が容易にできること。
- ・松阪市地球温暖化対策率先実行計画の基準年度と入力年度の温室効果ガス排出量の比較が一覧表及びグラフで表示できること。

## **6－8. データ出力**

- ・上記の集計結果がエクセル形式で出力できること。

## **6－9. 法律への対応**

- ・温室効果ガス排出量の集計の他、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく報告に対応すること。
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期報告書が、様式に沿った形で出力できること。

## **6－10. 導入実績**

- ・地方公共団体に、導入実績のあるシステムであること。

## **6－11. データ移行**

- ・本市が提供する過年度のデータ（エクセル形式・平成 27 年度と平成 28 年度）を当該システムに移行すること。
- ・データには、「6－3. 入力項目」に示す値が入力されている。

## **6－12. その他**

- ・操作マニュアルがシステム内からダウンロードできること。
- ・管理者メニューから施設・ID 毎の入力状況が確認できること。

- ・受託者の都合によりサービス提供を停止せざるを得ない場合は、原則として以下の対応を行うこと。
  - ア) 別の同等サービスへの引継ぎなど代替提案することとし、サービス停止の 1 年前までに本市へ通知すること。
  - イ) 受託者側の都合による代替交渉に関しては、受託者側で全て責任を負うこと。
  - ウ) 他事業者に運用・サービス等の引き継ぎにあたって発生する費用については、全費用を受託者が負担すること。
- ・サービス利用契約終了に伴い切替等に伴い発生するデータ移行に関して、受託者は以下の対応が可能であること。
  - ア) 本市がサービス利用において蓄積したデータ・マスタ等について、CSV ファイル等の汎用的なデータ形式での抽出が可能であること。
  - イ) 抽出したデータの仕様についての問い合わせ等、仕様の開示に協力すること。契約満了後、システムの切り替え等により利用中のデータが必要となった場合は本契約の範囲内でデータ提供すること。

## 7. 運用要件

- ・サービス利用時間は、原則として平日 8 時 00 分から 18 時 00 分とするが、休日開庁日や繁忙期などにおいては、利用日・時間の延長利用が行えること。
- ・バックアップは日次で 3 世代以上取得すること。

## 8. 保守要件

- ・納入したシステムに不具合又は脆弱性等が確認された場合、バージョンアップ等の対策を迅速かつ適切に行うこと。
- ・上記の他、必要に応じてシステムのバージョンアップを行うこと。
- ・ソフトウェアバージョンアップ等の際は、予め本市に報告し承認を得ること。
- ・法律改正など、全国で統一的な制度変更に無償で対応すること。
- ・松阪市地球温暖化対策率先実行計画の見直し等に伴い入力項目の増減が必要な場合は無償で対応すること。
- ・システムに障害が発生した際は、障害事象、原因、対処内容及び状況を管理し、担当職員へ状況を報告すること。
- ・障害発生からの目標復旧時間をおおむね 1 営業日以内として、必要な措置を講じること。
- ・障害発生からの目標復旧地点を原則として、障害発生当日の始業時点とすること。

- ・障害発生時の連絡受付窓口は、平日 9 時 00 分から 17 時 00 分に常時受付可能とすること。
- ・復旧が困難なシステム障害が発生した場合は、本市の承認のもと、日次バックアップから前日終業後の状態まで復元すること。
- ・システムメンテナンス等の理由により、計画的にシステムを停止する必要がある場合は、停止日の 2 週間前までに本市に報告すること

## 9. 操作研修

- ・システム使用開始後に、入力担当者向けの操作研修を開催すること。
- ・操作研修資料は、事業者において作成すること。
- ・システムは 5 年間に渡って使用を見込んでいるため、年度毎に操作研修を開催すること。
- ・操作研修は各年度 1 日間で 2 回を想定しているが、増減の可能性がある。
- ・操作研修に要する費用は、システム利用料に含めること。

## 10. 検査完了条件

システム導入業務の完了検査は、平成 29 年度内に行うこととし、本システムの稼動開始までに納入物件等が適正に納入されており、運用確認期間を通じて本システムの安定稼働を本市職員が確認した後、履行確認書等の発行をもって検査完了とする。

## 11. 費用支払条件

- ・本業務の実施にあたって要する費用（人件費、諸手当、消耗品費、通信運搬費等）は、すべて受託者の負担とする。
- ・システム導入業務に係る費用は、検査完了後に本市が請求書を受領した日から 30 日以内に支払うこととする。
- ・サービス利用料は、使用料の契約額を 60 等分した額を月額とし、支払回数等は本市と協議のうえ定めるものとする。

## 12. その他

この仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定することとする。

<事務担当>

松阪市役所環境生活部環境課政策係（TEL：0598-53-4425）